別紙３

美里町の給与・定員管理等について

１　総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区　分	住民基本台帳人口（令和7年1月1日）	歳　出　額 A	実 質 収 支	人　件　費 B	人 件 費 率 B／A	（参考）令和５年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
令和6年度	10,685	5,818,602	636,455	865,477	14.9	14.0

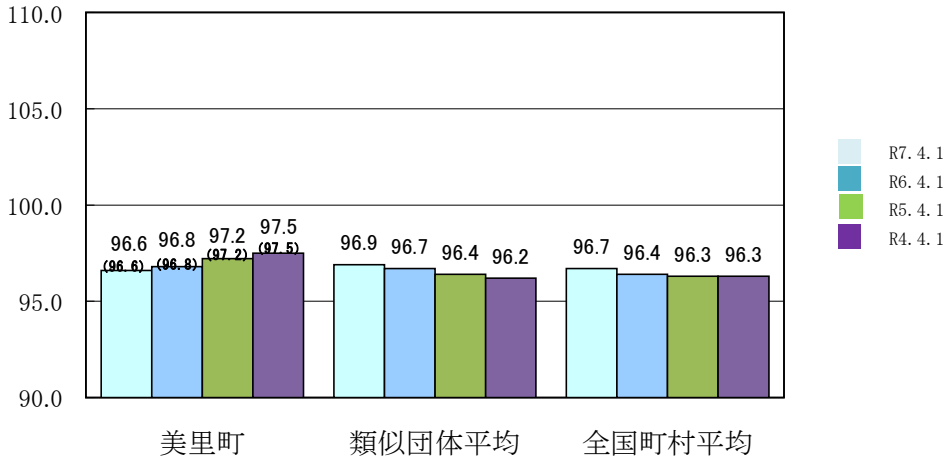
（２）職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費 給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B	一人当たり給与費 B/A
	人	千円	千円	千円	千円	千円
令和6年度	85	323,570	43,176	130,559	497,305	5,851

（参考）類似団体平均 一人当たり給与費
千円
5,751

（注）１　職員手当には退職手当を含まない。
２　職員数については、令和６年４月１日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
３　給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



（注）１　ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職棒給表（一）適用職員の棒給月額を100として計算した指数。
２　（）書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与基準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
（補正前のラスパイレス指数×（１＋当該団体の地域手当支給率）／（１＋国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）
３　類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
４　ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の４月１日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の７割水準に設定される職員
スパイレス指数。

※　令和７年４月１日のラスパイレス指数が、[1]３年連続で上昇している場合、[2]100を超えている場合について、その理由（給与制度又はその運用を踏まえ記載すること）

該当なし

⑷ 給与改定の状況

人事委員会を設置していないため記載無し

⑸ 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表（一）において３級から７級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行うとともに、８級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なりの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

① 給料表の見直し

［ 実施 ］

実施内容

（給料表の改定実施時期） 令和７年４月１日

（内容） 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、３級から６級（国の７級に相当する級はない。）までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の引上げを実施。

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準2%に対し、美里町においても2%を支給。

（実施時期）令和７年４月１日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、令和７年４月１日時点は2%、令和８年４月１日からは4%を支給します。

（参考）

	各年度の支給割合		
	令和６年度	令和７年度	令和８年度
国基準による支給割合	0%	2%	4%
美里町の支給割合	0%	2%	4%

③ その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。

⑹ 特記事項

なし

２　職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和７年４月１日現在）

①一般行政職

区　　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
美里町	40.3　歳	319,400　円	369,961　円	347,347　円
埼玉県	41.7　歳	327,898　円	425,465　円	377,657　円
国	41.9　歳	332,237　円	―	414,480　円
類似団体	41.4　歳	317,237　円	371,323　円	342,933　円

②技能労務職

区　　分	公　務　員					民　　間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額（A）	平均給与月額（国比較ベース）	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額（B）	A／B
美里町	＊　歳	＊	＊　円	＊　円	＊　円	－	－	－	－
うち自動車運転手	＊	＊	＊	＊	＊	自家用乗用車運転者	－	－	＊
埼玉県	54.2　歳	131　人	316,323　円	370,015　円	351,420　円	－	－	－	－
国	51.3　歳	1,703　人	294,567　円	―	337,907　円	－	－	－	－
類似団体	52.4　歳	4　人	297,010　円	318,681　円	306,587　円	－	－	－	－

区　　分	参　考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C／D
美里町	－	－	－
うち自動車運転手	＊	－	＊
うち給食調理員	＊	－	＊

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（令和4年～6年の３ヶ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を１２倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

※個人情報保護の観点から、対象となる職員数が少数のため、対象箇所を「アスタリスク（＊）」としている。

（注）１　「平均給料月額」とは、令和７年４月１日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

２　「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和７年４月１日現在）

区　　分		美里町	埼玉県	国
一般行政職	大　学　卒	225,600　円	228,735　円	220,000　円
	高　校　卒	201,000　円	197,203　円	188,000　円
技　能　職	高　校　卒	－	201,766　円	－
	中　学　卒	－	188,281　円	－

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和７年４月１日現在）

区　　分		経験年数１０年	経験年数２０年	経験年数２５年	経験年数３０年
一般行政職	大　学　卒	291,867　円	＊　円	＊　円	＊　円
	高　校　卒	＊　円	－　円	－　円	－　円
技能労務職	高　校　卒	－　円	－　円	－　円	－　円
	中　学　卒	－　円	－　円	－　円	－　円

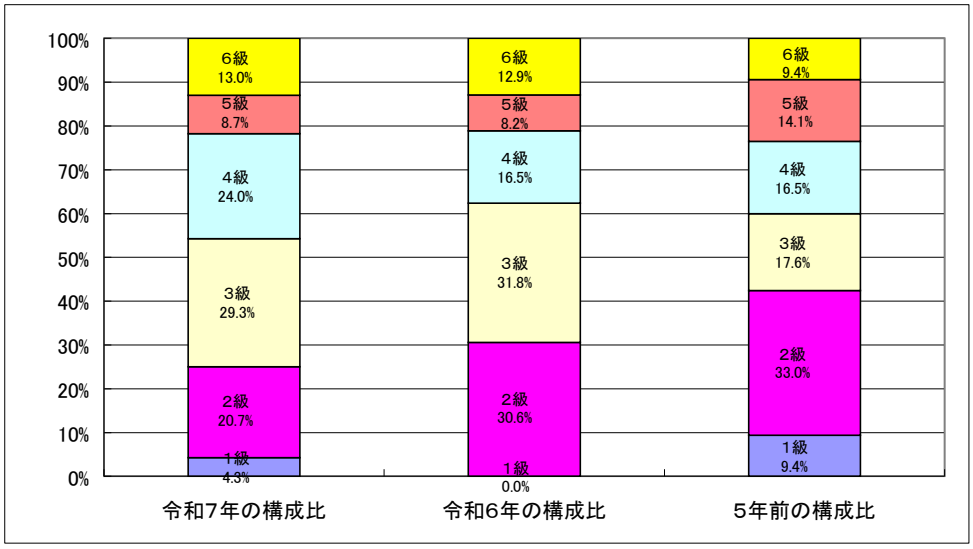
※個人情報保護の観点から、対象となる職員数が少数のため、対象箇所を「アスタリスク（＊）」としている。

3　一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和７年４月１日現在）

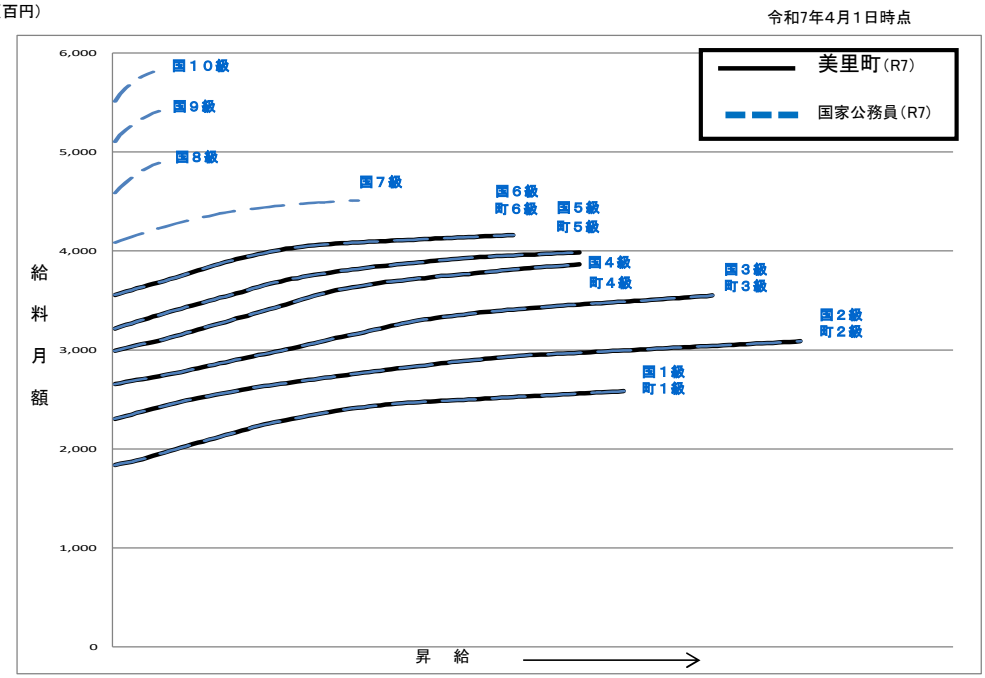
区　　分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号給の給料月額
6　級	参事・課長・局長・室長	12 人	13.0 %	335,000 円	415,700 円
5　級	副課長・主幹	8 人	8.7 %	309,800 円	398,200 円
4　級	係長・主査	22 人	24.0 %	287,300 円	386,100 円
3　級	主任	27 人	29.3 %	261,300 円	354,700 円
2　級	主事	19 人	20.7 %	230,000 円	308,500 円
1　級	主事補	4 人	4.3 %	183,500 円	258,100 円

（注）１　美里町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
　　２　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和７年４月１日現在）

（百円）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（美里町）

令和６年４月２日から令和７年４月１日までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ　人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ　人事評価を実施していない	○		○	
活用予定時期	令和8年度以降		令和8年度以降	

４　職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

美里町	埼玉県	国
１人当たり平均支給額（令和６年度） 1,536　千円	１人当たり平均支給額（令和６年度） 1,708 千円	―
（令和６年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.50　月分　2.10　月分 （ 1.40 ）月分　（ 1.00 ）月分	（令和６年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.50　月分　2.10　月分 （ 1.40 ）月分　（ 1.00 ）月分	（令和６年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.50　月分　2.10　月分 （ 1.40 ）月分　（ 1.00 ）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　５～１５％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　５～２０％ ・管理職加算　１５～２５％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　５～２０％ ・管理職加算　１０～２５％

（注）　（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（美里町）

令和元年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ　人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ　人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和７年４月１日現在）

美里町			国		
（支給率）	自己都合	勧奨・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続２０年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続２０年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続２５年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続２５年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続３５年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続３５年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置	
１人当たり平均支給額	7,282 千円			（2%～45%加算）	

（注）１　退職手当の１人当たり平均支給額は令和６年度に退職した職員に支給された平均額である。
　　２「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当

（令和７年４月１日現在）

支給実績（令和６年度決算）			0　千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和６年度決算）			0　円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全域	2　%	100　人	2　%

(4) 特殊勤務手当（令和７年４月１日現在）

支給実績（令和６年度決算）	0 千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和６年度決算）	0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和６年度）	0.0 %
手当の種類（手当数）	4

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和６年度決算）		左記職員に対する支給単価
感染症防疫業務手当	一般職員	伝染病予防救治	0	千円	1日につき500円
行旅死亡人処置手当	一般職員	行旅死亡人の処置	0	千円	1件につき4,000円
家畜防疫手当	一般職員	家畜伝染病予防法に基づき実施される殺処分等	0	千円	1日につき500円
災害対応手当	一般職員	重大な災害が発生したときの対応	0	千円	1日につき500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和６年度決算）	8,439 千円
職員１人当たり平均支給年額（令和６年度決算）	95 千円
支給実績（令和５年度決算）	9,919 千円
職員１人当たり平均支給年額令和５年度決算）	104 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和７年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和6年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）
扶養手当	配偶者 3,000円 子 11,500円 父母等 6,500円 満16歳～22歳の子に関する加算 5,000円	同じ	－	9,505 千円	243,718 円
住居手当	借家 ※ 限度額28,000円	同じ	－	6,044 千円	109,899 円
通勤手当	交通機関利用 運賃相当額 ※ 限度額150,000円 交通用具利用(自動車等) ※ 2km以上から距離に応じて支給	同じ	－	5,481 千円	59,578 円
管理職手当	参事 67,000円 課長、局長 55,000円 副課長、主幹 36,000円	異なる	支給額	12,868 千円	514,742 円

5 特別職の報酬等の状況（令和７年４月１日現在）

区分		給料月額等		
				（参考）類似団体における最高／最低額
給料	町長	761,000 円 (円)		846,000 円／ 650,000 円
	副町長	632,000 円 (円)		676,000 円／ 532,000 円
報酬	議長	301,000 円 (円)		412,000 円／ 247,000 円
	副議長	244,000 円 (円)		330,000 円／ 193,000 円
	議員	217,000 円 (円)		310,000 円／ 175,000 円
期末手当	町長 副町長	（令和６年度支給割合） 4.55 月分 役職加算 15 %		
	議長 副議長 議員	（令和６年度支給割合） 4.55 月分 役職加算 15 %		
退職手当		（算定方式）	（１期の手当額）	（支給時期）
	町長	給料月額×在職月数×0.35×1.15	14,702,520	任期毎
	副町長	給料月額×在職月数×0.21×1.15	7,326,144	任期毎
	備考			

（注） 1 給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「１期の手当額」は、４月１日現在の給料月額及び支給率に基づき、１期（４年＝４８月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6　職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

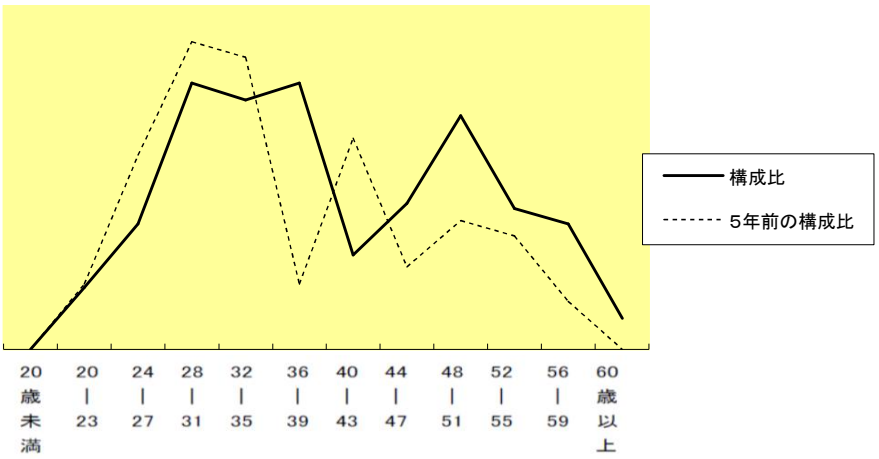
（各年４月１日現在）

部門	区分		職員数 令和７年	職員数 令和６年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	
		総務	33	29	4	職員採用及び育児休業復帰による人員増
		税務	7	8	−1	職員退職による人員減
		農林水産	8	6	2	業務量増加による人員増
		商工	3	2	1	職員採用による人員増
		土木	8	7	1	職員採用による人員増
		民生	10	10	0	
		衛生	8	9	−1	職員退職による人員減
		計	79	73	6	＜参考＞ 人口1万当たり職員数　74.3 人 （類似団体の人口1万当たり職員数　92.42 人）
	教育部門		13	12	1	職員採用による人員増
	消防部門					
	小計		92	85	7	＜参考＞ 人口1万当たり職員数　86.5 人 （類似団体の人口1万当たり職員数　111.20 人）
公営企業等会計部門	水道		3	3	0	
	下水道		5	5	0	
	その他		10	12	−2	職員退職による人員減
	小計		18	20	−2	
合計			110 [129]	105 [129]	5 []	＜参考＞ 人口1万当たり職員数　103.41 人

（注）１　職員数は一般職に属する職員数である。（教育長は含まない。）
　　２　[　　]内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（令和７年４月１日現在）

（例）％



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 0	人 4	人 8	人 17	人 16	人 17	人 6	人 8	人 15	人 9	人 8	人 2	人 110

(3)職員数の推移

（単位：人・%）

年度 部門別	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の増減数（率）
一般行政	75	72	72	75	73	79	4 （ 5.3 %）
教育	14	13	13	13	12	13	▲1 （▲6.7 %）
普通会計計	89	85	85	88	85	92	3 （ 3.4 %）
公営企業等会計	17	20	20	19	20	18	▲1 （▲5.6 %）
総合計	106	105	105	107	105	110	4 （ 3.8 %）

（注）1　各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7　公営企業職員の状況

(1)　水道事業

① 職員給与費の状況

ア　決算

区　分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	（参考） 令和５年度の総費用に占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
令和6年度	293,698	29,116	16,711	5.7	5.4

区　分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
令和6年度	3	11,252	1,001	4,458	16,711	5,570

(参考)令和５年度平均 一人当たり給与費
千円
4,970

（注）1　職員手当には退職給与金を含まない。
　　2　職員数は、令和７年３月３１日現在の人数である。
　　3　期末・勤勉手当は賞与引当金を含む。

イ　特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和７年４月１日現在）

区　分	平均年齢	基本給	平均月収額
美里町	34.3 歳	312,550 円	464,183 円
団体平均	45.8 歳	340,929 円	514,169 円
事業者	－ 歳		－ 円

（注）平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

美里町（企業職）	美里町（一般行政職・団体平均等）
１人当たり平均支給額（令和６年度） 1,486 千円	１人当たり平均支給額（令和６年度） 1,536 千円
（令和６年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.50 月分　2.10 月分 （ 1.4 ）月分　（ 1.00 ）月分	（令和６年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.50 月分　2.10 月分 （ 1.4 ）月分　（ 1.00 ）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　５～１５％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　５～１５％

（注）（　）内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ　退職手当（令和７年４月１日現在）

美里町（企業職）			美里町（一般行政職・団体平均等）		
（支給率）	自己都合	勧奨・定年	（支給率）	自己都合	勧奨・定年
勤続２０年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続２０年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続２５年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続２５年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続３５年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続３５年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置	
1人当たり平均支給額	0 千円		1人当たり平均支給額	7,282 千円	

（注）退職手当は「埼玉県市町村総合事務組合」の市町村職員退職手当条例により支給される。
なお、退職手当の１人当たり平均支給額は、令和６年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ　地域手当

（令和７年４月１日現在）

支給実績（令和６年度決算）			0 千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和６年度決算）			0 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
全地域	2 %	3 人	2 %

エ　特殊勤務手当（令和７年４月１日現在）

支給実績（令和６年度決算）			0 千円		
支給職員１人当たり平均支給年額（令和６年度決算）			0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和６年度）			0 %		
手当の種類（手当数）			4		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和６年度決算）		左記職員に対する支給単価
感染症防疫業務手当	一般職員	伝染病予防救治	0	千円	1日につき500円
行旅死亡人処置手当	一般職員	行旅死亡人の処置	0	千円	1件につき4,000円
家畜防疫手当	一般職員	家畜伝染病予防法に基づき実施される殺処分等	0	千円	1日につき500円
災害対応手当	一般職員	重大な災害が発生したときの対応	0	千円	1日につき500円

オ　時間外勤務手当

支給実績（令和６年度決算）	546 千円
職員１人当たり平均支給年額（令和６年度決算）	109 千円
支給実績（令和５年度決算）	710 千円
職員１人当たり平均支給年額（令和５年度決算）	142 千円

（注）　1　時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
　　2　職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務を含む。

カ　その他の手当（令和７年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和6年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）
扶養手当	配偶者　3,000円 子　11,500円 父母等　6,500円 満16歳～22歳の子に関する加算　5,000円	同じ	－	180 千円	180,000 円
住居手当	借家 ※ 限度額28,000円	同じ	－	81 千円	40,500 円
通勤手当	交通機関利用　運賃相当額 ※ 限度額150,000円 交通用具利用(自動車等) ※ 2km以上から距離に応じて支給	同じ	－	194 千円	64,600 円
管理職手当	参事　67,000円 課長、局長　55,000円 副課長、主幹　36,000円	異なる	支給額	0 千円	0 円